



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 7月20日金曜日 第2994号外 1

◇ 目 次 ◇  
条 例

愛媛県公文書の管理に関する条例.....	(私学文書課).....	1
愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....	(税務課).....	3
医療法施行条例の一部を改正する条例.....	(医療対策課).....	7
旅館業法施行条例の一部を改正する条例.....	(薬務衛生課).....	10
愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例.....	(農地整備課).....	12

条 例

○愛媛県条例第34号

愛媛県公文書の管理に関する条例を次のように公布する。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県公文書の管理に関する条例**

(目的)

**第1条** この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、県民共有の知的資源として県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び愛媛県土地開発公社をいう。

- (1) 知事
- (2) 議会
- (3) 公営企業管理者
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 人事委員会
- (7) 監査委員
- (8) 公安委員会
- (9) 警察本部長
- (10) 労働委員会
- (11) 収用委員会
- (12) 海区漁業調整委員会
- (13) 内水面漁場管理委員会

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び愛媛県土地開発公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館、試験場その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(法令等との関係)

**第3条** 公文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(文書の作成)

**第4条** 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(公文書の整理)

**第5条** 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「公文書ファイル」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

(公文書ファイル等の保存)

**第6条** 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書(以下「公文書ファイル等」という。)について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(公文書検索資料の作成等)

**第7条** 実施機関は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第33条の規定に基づき、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(公文書ファイル等の廃棄)

**第8条** 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄するものとする。

(公文書の管理状況の公表)

**第9条** 知事は、毎年、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(公文書の管理に関する定め)

**第10条** 実施機関(議会にあっては、議長。第3項及び第13条において同じ。)は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定めを設けなければならない。

2 前項の公文書の管理に関する定めには、公文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 廃棄に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、第1項の公文書の管理に関する定めを設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

**第11条** 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項の訴訟に関する書類については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

2 刑事訴訟法第53条の2第4項の押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(研修)

**第12条** 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 この条例の施行の日から愛媛県住宅供給公社の清算が終了する日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第2条中「及び愛媛県土地開発公社」とあるのは、「並びに愛媛県住宅供給公社及び愛媛県土地開発公社」とする。

4 愛媛県住宅供給公社がその清算が終了した際現に保存している公文書ファイル等は、知事に引き継ぐものとする。

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

5 愛媛県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公文書検索資料の作成等)	(公文書の管理等)
<b>第33条</b> 省略	<b>第33条</b> 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。 2 省略

○愛媛県条例第35号

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例**

(愛媛県税賦課徴収条例の一部改正)

**第 1 条** 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 省略	第 1 章 省略
第 2 章 賦課徴収	第 2 章 賦課徴収
第 1 節 普通税	第 1 節 普通税
第 1 款 ~ 第 7 款の 2 省略	第 1 款 ~ 第 7 款の 2 省略
第 8 款 自動車税(第42条 <u>第47条の 2</u> )	第 8 款 自動車税(第42条 <u>第47条</u> )
第 9 款 ~ 第11款 省略	第 9 款 ~ 第11款 省略
第 2 節 省略	第 2 節 省略
第 3 章 ~ 第 5 章 省略	第 3 章 ~ 第 5 章 省略
附則	附則
(徴収金の納付等)	(徴収金の納付等)
<b>第 6 条</b> 省略	<b>第 6 条</b> 省略
2 省略	2 省略
3 徴収金の納付、納入又は <u>払込み</u> には、知事が定める様式の納税通知書又は <u>払込書を添付しなければならない。ただし、第37条、第47条第 2 項及び第 3 項、第47条の 2 又は第64条の規定による徴収金の納付にあつては、この限りでない。</u>	3 徴収金の納付、納入又は <u>払込</u> には、知事が定める様式の納税通知書若しくは払込書を添付しなければならない。
(調整控除)	(調整控除)
<b>第14条</b> 前年の合計所得金額が2,500万円以下である県民税の所得割の納税義務者については、その者の前条第 2 項及び第 8 項の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。	<b>第14条</b> _____ 県民税の所得割の納税義務者については、その者の前条第 2 項及び第 8 項の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(法人の事業税の申告納付の期限)	(法人の事業税の申告納付の期限)
<b>第18条の 3</b> 省略	<b>第18条の 3</b> 省略
2 法第72条の31第 3 項の規定に該当する法人が事業税についてすべき修正申告書の提出及びその修正により増加した事業税額の納付の期限は、税務官署が更正又は決定の通知をした日から 1 月以内とする。	2 法第72条の33第 3 項の規定に該当する法人が事業税についてすべき修正申告書の提出及びその修正により増加した事業税額の納付の期限は、税務官署が更正又は決定の通知をした日から 1 月以内とする。
(県たばこ税の税率)	(県たばこ税の税率)
<b>第20条の 3</b> 県たばこ税の税率は、1,000本につき <u>930円</u> とする。	<b>第20条の 3</b> 県たばこ税の税率は、1,000本につき <u>860円</u> とする。
<b>第47条</b> 省略	<b>第47条</b> 省略
(自動車税の徴収の方法の特例)	
<b>第47条の 2</b> 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技	

術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請及び法第152条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を地方税法施行規則で定める方法により徴収することができる。

#### 附 則

（個人の県民税の税額控除の特例）

**第5条** 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) 省略

#### 2 省略

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金（同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

**第13条** 省略

#### 2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けると

#### 附 則

（個人の県民税の税額控除の特例）

**第5条** 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 \_\_\_\_\_（その者が同項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) 省略

#### 2 省略

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金（同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

**第13条** 省略

#### 2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けると

きは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

**第18条 省略**

2～4 省略

**5 法人税法第71条第1項、第88条**

\_\_\_\_\_ (同法第145条の5において準用する場合を含む。)若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間(法第53条第1項に規定する算定期間をいう。)又は連結法人税額の課税標準の算定期間(法第53条第4項に規定する算定期間をいう。)の末日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度又は前連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 省略

きは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

**第18条 省略**

2～4 省略

**5 法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)若しくは第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の規定によつて**

\_\_\_\_\_ 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間(法第53条第1項に規定する算定期間をいう。)又は連結法人税額の課税標準の算定期間(法第53条第4項に規定する算定期間をいう。)の末日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度又は前連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 省略

**第2条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県たばこ税の税率) <b>第20条の3</b> 県たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,000円</u> とする。	(県たばこ税の税率) <b>第20条の3</b> 県たばこ税の税率は、1,000本につき <u>930円</u> とする。

**第3条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県たばこ税の税率) <b>第20条の3</b> 県たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,070円</u> とする。	(県たばこ税の税率) <b>第20条の3</b> 県たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,000円</u> とする。

(愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第4条 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b> (県たばこ税に関する経過措置) 5 次の各号に掲げる期間内に、新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、 <u>愛媛県県税賦課徴収条例第20条の3</u> の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)・(2) 省略 (3) 平成30年4月1日から <u>平成31年9月30日</u> まで 1,000本につき656円 15 <u>平成31年10月1日</u> 前に新条例第20条第1項の売渡し又は同条第	<b>附 則</b> (県たばこ税に関する経過措置) 5 次の各号に掲げる期間内に、新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、 <u>新条例</u> 第20条の3の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)・(2) 省略 (3) 平成30年4月1日から <u>平成31年3月31日</u> まで 1,000本につき656円 15 <u>平成31年4月1日</u> 前に新条例第20条第1項の売渡し又は同条第

2 項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。

16 附則第7項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第7項	省略	
	平成28年4月1日	平成31年10月1日
附則第8項	省略	
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
省略		
附則第10項	平成28年9月30日	平成32年3月31日

2 項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

16 附則第7項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第7項	省略	
	平成28年4月1日	平成31年4月1日
附則第8項	省略	
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
省略		
附則第10項	平成28年9月30日	平成31年9月30日

**附 則**

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例の目次の改正規定、同条例第6条第3項の改正規定、同条例第47条の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第13条第3項の改正規定 平成31年1月1日
  - (2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の3第2項の改正規定 平成32年4月1日
  - (3) 第2条及び附則第9項から第14項までの規定 平成32年10月1日
  - (4) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第14条の改正規定及び同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次項の規定 平成33年1月1日
  - (5) 第3条及び附則第15項から第20項までの規定 平成33年10月1日

( 県民税に関する経過措置 )

- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第14条及び附則第5条第1項の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

( 県たばこ税に関する経過措置 )

- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年10月1日前に愛媛県県税賦課徴収条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法第74条第1号に規定する製造たばこ（愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年愛媛県条例第38号）附則第4項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び次項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する愛媛県県税賦課徴収条例第4条第1項第5号に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第74条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 5 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、愛媛県県税賦課徴収条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により平成30年10月1日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。

- る。
- 6 附則第4項に規定する者は、改正法附則第10条第3項に規定する申告書を平成30年10月31日までに提出しなければならない。
- 7 附則第4項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第23条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたものとみなす。
- 8 附則第6項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 9 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 10 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 11 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、愛媛県県税賦課徴収条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により平成32年10月1日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 12 附則第10項に規定する者は、改正法附則第12条第3項に規定する申告書を平成32年11月2日までに提出しなければならない。
- 13 附則第10項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第25条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第10項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたものとみなす。
- 14 附則第12項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 15 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 16 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 17 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、愛媛県県税賦課徴収条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により平成33年10月1日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 18 附則第16項に規定する者は、改正法附則第13条第3項に規定する申告書を平成33年11月1日までに提出しなければならない。
- 19 附則第16項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第26条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第12項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたものとみなす。
- 20 附則第18項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

○愛媛県条例第36号

医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成24年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨）	（趣旨）

**第1条** この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項\_\_\_\_\_、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（既存の病床数等の補正の基準）

**第3条** 省略

2 省略

3 前2項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 省略

(2) 省略

4・5 省略

**第4条** 省略

**第5条** 省略

**第6条** 省略

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

**第7条** 省略

2 第5条第2項の規定は、前項第1号及び第2号の入院患者の数について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

**第8条** 省略

2 前項に掲げる施設の構造の基準については、第6条第2項（第1号を除く。）の規定を準用する。

**附 則**

（介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員に関する経過措置）

2 第3条に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定することにより行うものとする。

（精神病床を有する病院の人員に関する経過措置）

3 当分の間、精神病床を有する病院（医療法施行規則（昭和23年

**第1条** この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（既存の病床数等の補正の基準）

**第3条** 省略

2 省略

3 前2項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 省略

(2) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。

(3) 省略

4・5 省略

（既存の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数）

**第4条** 法第7条の2第5項の規定により既存の病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、その入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

**第5条** 省略

**第6条** 省略

**第7条** 省略

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

**第8条** 省略

2 第6条第2項の規定は、前項第1号及び第2号の入院患者の数について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

**第9条** 省略

2 前項に掲げる施設の構造の基準については、第7条第2項（第1号を除く。）の規定を準用する。

**附 則**

（介護老人保健施設の入所定員に関する経過措置）

2 法第7条の2第4項及び第5項の規定による既存の病床数の算定に当たっては、当分の間、第3条第3項第2号及び第4条の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初に医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、第3条第3項第2号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」としてこれらの規定を適用する。

（精神病床を有する病院の人員に関する経過措置）

4 当分の間、精神病床を有する病院（省令



厚生省令第50号。以下「省令」という。)第43条の2に規定するものを除く。)については、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)から減じた数の看護補助者を第5条第1項第2号に掲げる看護師又は准看護師に代えることができる。

(療養病床を有する病院の人員の基準に関する経過措置)

4 第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、省令第53条の規定による届出を行った病院における看護師及び准看護師並びに看護補助者(以下「看護師等」という。)の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

5 省令第53条の2第1項の規定による届出を行った病院における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

(療養病床を有する診療所の人員の基準に関する経過措置)

6 第7条第1項の規定にかかわらず、法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、当分の間、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

7 省略

8 省令第54条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

9 第7条第1項第1号及び第2号並びに附則第6項第1号の規定にかかわらず、省令第55条の届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

10 省令第55条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

(療養病床を有する病院の施設に関する経過措置)

11 既存病院建物(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物をいう。)内の旧療養型病床群(同条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。)に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院(平成13年3月1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第6条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

(療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置)

12 既存診療所建物(平成13年改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物をいう。)内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(平成

第43条の2に規定するものを除く。)については、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)から減じた数の看護補助者を第6条第1項第2号に掲げる看護師又は准看護師に代えることができる。

(療養病床を有する病院の人員の基準に関する経過措置)

5 第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、省令第53条の規定による届出を行った病院における看護師及び准看護師並びに看護補助者(以下「看護師等」という。)の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(療養病床を有する診療所の人員の基準に関する経過措置)

6 第8条第1項の規定にかかわらず、法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、当分の間、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

7 省略

8 第8条第1項第1号及び第2号並びに附則第6項第1号の規定にかかわらず、省令第55条の届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(療養病床を有する病院の施設に関する経過措置)

9 既存病院建物(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物をいう。)内の旧療養型病床群(同条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。)に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院(平成13年3月1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第7条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

(療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置)

10 既存診療所建物(平成13年改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物をいう。)内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(平成

13年 3月 1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第 8 条第 2 項の規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

13年 3月 1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第 9 条第 2 項の規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により、平成36年3月31日までの間、既存の療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の病床数とみなされる介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）の入所定員数は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数とする。



○愛媛県条例第37号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（営業施設の衛生措置の基準）</p> <p><b>第 4 条</b> 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 客室に関する措置</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>空気調和装置、暖房装置及び冷房装置は、定期的に保守点検するとともに、故障、破損等がある場合は速やかに補修することにより、適切な室内の温度及び湿度を保つこと。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>くず箱を備え、原則として1日1回以上くずの処分をすること。</u></p> <p>7 <u>室内は、原則として1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒を行う</u> こと。</p>	<p style="text-align: center;">（営業施設の衛生措置の基準）</p> <p><b>第 4 条</b> 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 客室に関する措置</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>照明は、無色、白色、昼光色又は天然白色で70ルクス以上の照度とすること。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>空気調和装置、暖房装置又は冷房装置を有する場合は、室内温度は摂氏17度から28度まで、湿度は30パーセントから70パーセントまでを限度とすること。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 <u>くず箱を備え、</u> _____ 1日1回以上くずの処分をすること。</p> <p>8 <u>室内は、1日に1回</u> _____ <u>以上清掃し、毎年2回以上消毒を行なう</u> こと。</p> <p>9 <u>定員の設定は、次に掲げる旅館業の区分に応じ、それぞれ次に定める基準により計算した数を超えないようにするとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。ただし、知事が必要と認める場合は、旅館・ホテル営業の洋室にあつては床面積（床の間、押し入れその他知事が定める設備等の各部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）3.0平方メートルにつき1人、旅館・ホテル営業の和室にあつては床面積2.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業及び下宿営業にあつては床面積1.8平方メートルにつき</u></p>

第2 便所に関する措置

1～3 省略

4 便器は、常に清潔に保ち、便所の内外は、原則として1日1回以上清掃すること。

5 省略

6 省略

7 省略

8 手洗設備は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、常に清潔に保つこと。

第3 浴場に関する措置

1・2 省略

3 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 原水（ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）をろ過する装置をいう。以下同じ。）を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。）及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

4～12 省略

13 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

ア 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水を用いない原水 1年に1回以上

イ・ウ 省略

14～19 省略

20 省略

第4 調理場に関する措置

1 常に衛生的に維持し、定期的に \_\_\_\_\_ ねずみ族及び昆虫の駆除を行うこと。

1人として計算した数を超えない範囲内で人を宿泊させることができる。

(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業 洋室にあつては床面積4.5平方メートルにつき1人、和室にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人

(2) 簡易宿所営業 法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人未満とする場合にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人、10人以上とする場合にあつては次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準  
ア 寝台を有しない場合 床面積2.5平方メートルにつき1人

イ 寝台（階層式寝台を除く。）を有する場合 床面積3.0平方メートルにつき1人

ウ 階層式寝台を有する場合 床面積4.5平方メートルにつき2人

第2 便所に関する措置

1～3 省略

4 便器は、常に清潔に保ち、便所の内外は、\_\_\_\_\_ 1日1回以上清掃すること。

5 照明は、70ルクス以上の照度とすること。

6 省略

7 省略

8 省略

9 手洗設備は、流水式とし、じゆうぶんに水を供給すること。

第3 浴場に関する措置

1・2 省略

3 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を使用した原水（ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）をろ過する装置をいう。以下同じ。）を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。）及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

4～12 省略

13 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

ア 水道水 \_\_\_\_\_ を用いない原水 1年に1回以上

イ・ウ 省略

14～19 省略

20 洗い場には、必要数の小桶又は金だらいを備え、常に清潔に保つこと。

21 省略

22 照明は、30ルクス以上の照度とすること。

第4 調理場に関する措置

1 常に衛生的に維持し、毎月1回以上ねずみ族及び昆虫の駆除を行うこと。

- 2 省略
- 第5 その他の施設に関する措置
  - 1 省略
  - 2 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け  
、常に清潔に保つこと。
  - 3 省略

- 4 省略
- 第6 その他の措置
  - 1～3 省略
  - 4 宿泊者の利用する場所は、定期的に ねずみ族及び昆虫  
の駆除を目的とする清潔方法を講ずること。
  - 5・6 省略
  - 7 照明設備は、定期的に保守点検するとともに、故障、破損  
等がある場合は速やかに補修することにより、宿泊者の安全  
衛生上又は業務上必要な照度を満たすこと。

- 8 省略
- 9 省略

(構造設備の基準)

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、換気窓により衛生的な空気環境を十分に確保すること  
ができる構造とする  
こと。ただし、これに代えることのできる適当な  
換気装置がある場合は、この限りでない。
- (2) 客室は、採光窓により自然光線を十分に採光することができ  
る構造とすること。
- (3) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客  
室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。
- (4) 浴室及び洗面所は、清掃を容易に行うことができる構造とす  
ること。
- (5)・(6) 省略

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては前項第1号の規定に、客室の採光にあつては同項第2号の規定に、客室の広さ等にあつては同項第3号の規定に適合することとする。

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第3号の規定に適合することとする。

4 省略

- 2 省略
- 第5 その他の施設に関する措置
  - 1 省略
  - 2 洗面所は、屋内に設け、洗面器及び流水装置の用水器を備  
え、常に清潔に保つこと。
  - 3 省略
  - 4 洗面所及び廊下の照明は、70ルクス以上の照度とするこ  
と。

- 5 省略
- 第6 その他の措置
  - 1～3 省略
  - 4 宿泊者の利用する場所は、毎月1回以上 ねずみ族及び昆虫  
の駆除を目的とする清潔方法を講ずること。
  - 5・6 省略

- 7 省略
- 8 省略

(構造設備の基準)

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の換気面積は、床面積(浴室、床の間及び押し入れその  
他の収納設備の各部分の床面積を除く。以下同じ。)の20分の  
1以上であること。ただし、これに代えることのできる適当な  
換気装置がある場合は、この限りでない。
- (2) 客室の採光面積は、床面積の10分の1以上であること。た  
だし、幅0.9メートル以上の縁側を隔てるときは、その採光面積  
の2分の1を有効面積とみなし、随時開放し得るふすま、障子  
類によつて仕切られた2室は、この号の規定の適用について  
は、1室とみなす。
- (3) 客室の天井高は、2.12メートル以上とし、防湿方法を施した  
ものを除き、床高は、0.45メートル以上とすること。
- (4) 浴室及び洗面所は、不浸透性材料で構成し、排水に便利な構  
造とすること。
- (5)・(6) 省略

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては前項第1号の規定に、客室の採光にあつては同項第2号の規定に 適合することとする。

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおり とする。

- (1) 客室は、4室以上であること。
- (2) 客室の広さは、5平方メートル以上であり、適当な押し入れ  
を有すること。

4 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成28年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（負担金の徴収方法）</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営事業が完了した年度（当該国営事業によって生じた施設で当該国営事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合における当該国営事業及び当該災害復旧等については、当該国営事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日から起算して、別表の第1欄に掲げる国営事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める年数とする。ただし、当該国営事業が完了する以前において、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認めるときは、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後において知事の指定する年度の初日から起算するものとする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（負担金の徴収方法）</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営事業が完了した年度（当該国営事業によって生じた施設で当該国営事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧_____を併せ行う場合における当該国営事業及び当該災害復旧_____については、当該国営事業及び当該災害復旧_____の全てが完了した年度）の翌年度の初日から起算して、別表の第1欄に掲げる国営事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める年数とする。ただし、当該国営事業が完了する以前において、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認めるときは、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後において知事の指定する年度の初日から起算するものとする。</p> <p>3・4 省略</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。